

7 須監発第63号  
令和7年11月27日

須恵町長 平松秀一 殿

監査委員 吉松辰美  
監査委員 川口満浩  
(公印省略)

## 定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、総務課の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

### 定期監査報告書

#### 1. 監査の概要

##### (1) 監査の対象

令和7年4月1日から令和7年10月31日までの総務課の予算に係る財務に関する事務の執行について監査を行った。

##### (2) 監査の実施日

令和7年11月27日 (木) 9:28~15:35

##### (3) 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行について、提出された資料及び提示のあった関係書類等に基づいて、証憑突合、課長等への質問その他通常実施すべき監査手続を実施した。

#### 2. 監査の結果等

監査の結果、総務課の予算に係る財務に関する事務は適正に執行されているものと認められた。

なお、下記のとおり「意見」とする。

##### 1. 人材育成の取り組みについて (職員研修)

職員研修の目指すべきことは、「学ぶこと」だけではなく、「学んだことを現場で実践し、成果を出すこと」です。職員の育成というのは、自立させること (自分で自分自身を成長させられること)。自分でやる気になれる、自分で気が付く職員にする、自分でもっと学びたくなる職員を育てることであり、そのた

めの研修であると思います。この点を意識して研修に参加していただきたいと思います。

## 2. 苦情への対応について

苦情は、すべての課において町民や関係団体等から寄せられているものと考えます。ここで大事な点は、これらの苦情の中には、住民の潜在的なニーズや課題が含まれている場合もあるため、業務改善につなげていく視点が重要と考えます。

また、苦情の内容及び対応状況については、可能な範囲で町民に公表し、情報の共有と行政運営の透明性を高めるとともに、職員一人ひとりの対応意識や説明責任の向上にもつなげていく必要があります。

以上の点を考慮し、苦情対応のあり方について検討されたい。

## 3. 契約事務事績の顛末について

入札について、落札決定後に、業者の都合で変更の場合、変更になった経緯、変更後の業者名を記載していただきたい。

(本件については、契約の相手方の変更の理由、経緯及び変更後の業者名について、電子決裁文書における町長決裁文書を定期監査終了後に確認を行い、適正に処理されていたことを確認致しました。)

以上